

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本港湾労働組合九州地方本部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 6 年 6 月 25 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

夏季一時金

令和 6 年 6 月 24 日

厚生労働大臣 武見 敬三

別記

東海運株式会社九州事業部、株式会社上組門司支店、関門コンテナターミナル株式会社、山九株式会社門司支店、山松海運株式会社、株式会社ジェネック、井友港運株式会社、門司港運株式会社、門菱港運株式会社、日本通運株式会社門司海運支店、博多港運株式会社、博多井住株式会社、博多海陸運送株式会社、東洋港運株式会社、相互運輸株式会社、鶴丸海運株式会社、苅田港海陸運送株式会社、東洋物産株式会社（以上、福岡県）、佐世保港湾運輸株式会社、

株式会社九商コーポレーション、新東陸運株式会社、株式会社小値賀共運組、NX長崎港運株式会社、長崎倉庫株式会社、富士港運株式会社、九商産業株式会社（以上、長崎県）、中川運輸株式会社、鹿児島海陸運送株式会社、株式会社共進組、第一海運株式会社（以上、鹿児島県）